

サイバーセキュリティ戦略推進会議の開催について

〔令和 7 年 7 月 1 日〕
サイバーセキュリティ戦略本部長決定

- 1 我が国のサイバー対処能力の向上及びサイバーセキュリティの確保に関し、関係行政機関が情報交換・意見交換を行い、連携を図るとともに、総合的な施策を検討・推進するため、サイバーセキュリティ戦略本部の下に、サイバーセキュリティ戦略推進会議（以下「戦略推進会議」という。）を開催する。
- 2 戦略推進会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
議 長 サイバー安全保障担当大臣
議長代理 内閣サイバー官
副 議 長 内閣府政策統括官（サイバー安全保障担当）
構 成 員 関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者
- 3 議長は、必要があると認めるときは、戦略推進会議の下に会議を開催することができる。当該会議の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
- 4 戦略推進会議の庶務は、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、戦略推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。